

水 質 検 査 成 績 書

検 体	検査種別	基準項目(8項目)				
	検水種別	原水				
	採水場所	最上川表流水				
	採 水 者	検査機関 (株)丹野 山形市松見町12番3号 TEL023-641-1191)				
	採水日時	平成31年4月9日 9時10分		気温	6.0℃	水温 7.5℃
	天 候 等	当日天候 晴	前日天候 曇	採水時残留塩素		*** mg/L
検査項目		検査成績	水質基準	検査項目	検査成績	水質基準
一般細菌		490	1mL中100以下	総トリハロメタン	—	0.1 mg/L以下
大腸菌		検出	検出されない事	トリクロロ酢酸	—	0.03 mg/L以下
カドミウム及びその化合物		—	0.003 mg/L以下	ブロモジクロロメタン	—	0.03 mg/L以下
水銀及びその化合物		—	0.0005 mg/L以下	ブロモホルム	—	0.09 mg/L以下
セレン及びその化合物		—	0.01 mg/L以下	ホルムアルデヒド	—	0.08 mg/L以下
鉛及びその化合物		—	0.01 mg/L以下	亜鉛及びその化合物	—	1.0 mg/L以下
ヒ素及びその化合物		—	0.01 mg/L以下	アルミニウム及びその化合物	—	0.2 mg/L以下
六価クロム化合物		—	0.05 mg/L以下	鉄及びその化合物	—	0.3 mg/L以下
亜硝酸態窒素		—	0.04 mg/L以下	銅及びその化合物	—	1.0 mg/L以下
シアン化物イオン及び塩化シアン		—	0.01 mg/L以下	ナトリウム及びその化合物	—	200 mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		—	10 mg/L以下	マンガン及びその化合物	—	0.05 mg/L以下
フッ素及びその化合物		—	0.8 mg/L以下	塩化物イオン	8.0	200 mg/L以下
ホウ素及びその化合物		—	1.0 mg/L以下	カルシウム, マグネシウム等(硬度)	—	300 mg/L以下
四塩化炭素		—	0.002 mg/L以下	蒸発残留物	—	500 mg/L以下
1,4-ジオキサン		—	0.05 mg/L以下	陰イオン界面活性剤	—	0.2 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		—	0.04 mg/L以下	ジェオスミン	—	0.00001 mg/L以下
ジクロロメタン		—	0.02 mg/L以下	2-メチルイソボルネオール	—	0.00001 mg/L以下
テトラクロロエチレン		—	0.01 mg/L以下	非イオン界面活性剤	—	0.02 mg/L以下
トリクロロエチレン		—	0.01 mg/L以下	フェーノール類	—	0.005 mg/L以下
ベンゼン		—	0.01 mg/L以下	有機物(TOCの量)	0.8	3 mg/L以下
塩素酸		—	0.6 mg/L以下	pH値	6.5 (25℃)	5.8 ~ 8.6
クロロ酢酸		—	0.02 mg/L以下	味	—	異常でないこと
クロロホルム		—	0.06 mg/L以下	臭気	藻臭	異常でないこと
ジクロロ酢酸		—	0.03 mg/L以下	色度	4.5	5度 以下
ジブロモクロロメタン		—	0.1 mg/L以下	濁度	3.5	2度 以下
臭素酸		—	0.01 mg/L以下	—	—	—
判定	◎ 判定しない					
備考	基準値は平成15年厚生労働省令第101号、検査方法は平成15年厚生労働省告示第261号による。検査成績欄の濃度単位は基準値の単位と同じ。					

水 質 検 査 成 績 書

検 体	検査種別	基準項目(9項目)				
	検水種別	浄水				
	採水場所	上水道 中山町役場内蛇口				
	採 水 者	検査機関 (株)丹野 山形市松見町12番3号 TEL023-641-1191)				
	採水日時	平成31年4月9日 9時45分		気温	7.0℃	水温 10.9℃
	天 候 等	当日天候 晴	前日天候 曇	採水時残留塩素 0.44 mg/L		
検査項目		検査成績	水質基準	検査項目	検査成績	水質基準
一般細菌		0	1mL中100以下	総トリハロメタン	—	0.1 mg/L以下
大腸菌		検出しない	検出されない事	トリクロロ酢酸	—	0.03mg/L以下
カドミウム及びその化合物		—	0.003 mg/L以下	ブロモジクロロメタン	—	0.03 mg/L以下
水銀及びその化合物		—	0.0005 mg/L以下	ブロモホルム	—	0.09 mg/L以下
セレン及びその化合物		—	0.01 mg/L以下	ホルムアルデヒド	—	0.08 mg/L以下
鉛及びその化合物		—	0.01 mg/L以下	亜鉛及びその化合物	—	1.0 mg/L以下
ヒ素及びその化合物		—	0.01 mg/L以下	アルミニウム及びその化合物	—	0.2 mg/L以下
六価クロム化合物		—	0.05 mg/L以下	鉄及びその化合物	—	0.3 mg/L以下
亜硝酸態窒素		—	0.04 mg/L以下	銅及びその化合物	—	1.0 mg/L以下
シアン化物イオン及び塩化シアン		—	0.01 mg/L以下	ナトリウム及びその化合物	—	200 mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		—	10 mg/L以下	マンガン及びその化合物	—	0.05 mg/L以下
フッ素及びその化合物		—	0.8 mg/L以下	塩化物イオン	14.3	200 mg/L以下
ホウ素及びその化合物		—	1.0 mg/L以下	カルシウム, マグネシウム等(硬度)	—	300 mg/L以下
四塩化炭素		—	0.002 mg/L以下	蒸発残留物	—	500 mg/L以下
1,4-ジオキサン		—	0.05 mg/L以下	陰イオン界面活性剤	—	0.2 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		—	0.04 mg/L以下	ジェオスミン	—	0.00001 mg/L以下
ジクロロメタン		—	0.02 mg/L以下	2-メチルイソボルネオール	—	0.00001 mg/L以下
テトラクロロエチレン		—	0.01 mg/L以下	非イオン界面活性剤	—	0.02 mg/L以下
トリクロロエチレン		—	0.01 mg/L以下	フェーノール類	—	0.005 mg/L以下
ベンゼン		—	0.01 mg/L以下	有機物(TOCの量)	0.3	3 mg/L以下
塩素酸		—	0.6 mg/L以下	pH値	6.7 (25℃)	5.8 ~ 8.6
クロロ酢酸		—	0.02 mg/L以下	味	異常なし	異常でないこと
クロロホルム		—	0.06 mg/L以下	臭気	異常なし	異常でないこと
ジクロロ酢酸		—	0.03 mg/L以下	色度	0.5未満	5度 以下
ジブロモクロロメタン		—	0.1 mg/L以下	濁度	0.1未満	2度 以下
臭素酸		—	0.01 mg/L以下	—	—	—
判定	◎ 検査した項目は水道法の水質基準に適合します。					
備考	基準値は平成15年厚生労働省令第101号、検査方法は平成15年厚生労働省告示第261号による。検査成績欄の濃度単位は基準値の単位と同じ。					

水 質 検 査 成 績 書

検 体	検査種別	基準項目(9項目)				
	検水種別	浄水				
	採水場所	上水道 村木沢コミュニティセンター蛇口				
	採 水 者	検査機関 (株)丹野 山形市松見町12番3号 TEL023-641-1191)				
	採水日時	平成31年4月9日 10時10分		気温	7.0℃	水温 8.9℃
	天 候 等	当日天候 晴	前日天候 曇	採水時残留塩素 0.49 mg/L		
検査項目		検査成績	水質基準	検査項目	検査成績	水質基準
一般細菌		0	1mL中100以下	総トリハロメタン	—	0.1 mg/L以下
大腸菌		検出しない	検出されない事	トリクロロ酢酸	—	0.03mg/L以下
カドミウム及びその化合物		—	0.003 mg/L以下	ブロモジクロロメタン	—	0.03 mg/L以下
水銀及びその化合物		—	0.0005 mg/L以下	ブロモホルム	—	0.09 mg/L以下
セレン及びその化合物		—	0.01 mg/L以下	ホルムアルデヒド	—	0.08 mg/L以下
鉛及びその化合物		—	0.01 mg/L以下	亜鉛及びその化合物	—	1.0 mg/L以下
ヒ素及びその化合物		—	0.01 mg/L以下	アルミニウム及びその化合物	—	0.2 mg/L以下
六価クロム化合物		—	0.05 mg/L以下	鉄及びその化合物	—	0.3 mg/L以下
亜硝酸態窒素		—	0.04 mg/L以下	銅及びその化合物	—	1.0 mg/L以下
シアン化物イオン及び塩化シアン		—	0.01 mg/L以下	ナトリウム及びその化合物	—	200 mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		—	10 mg/L以下	マンガン及びその化合物	—	0.05 mg/L以下
フッ素及びその化合物		—	0.8 mg/L以下	塩化物イオン	14.6	200 mg/L以下
ホウ素及びその化合物		—	1.0 mg/L以下	カルシウム, マグネシウム等(硬度)	—	300 mg/L以下
四塩化炭素		—	0.002 mg/L以下	蒸発残留物	—	500 mg/L以下
1,4-ジオキサン		—	0.05 mg/L以下	陰イオン界面活性剤	—	0.2 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		—	0.04 mg/L以下	ジェオスミン	—	0.00001 mg/L以下
ジクロロメタン		—	0.02 mg/L以下	2-メチルイソボルネオール	—	0.00001 mg/L以下
テトラクロロエチレン		—	0.01 mg/L以下	非イオン界面活性剤	—	0.02 mg/L以下
トリクロロエチレン		—	0.01 mg/L以下	フェーノール類	—	0.005 mg/L以下
ベンゼン		—	0.01 mg/L以下	有機物(TOCの量)	0.3	3 mg/L以下
塩素酸		—	0.6 mg/L以下	pH値	6.9(25℃)	5.8 ~ 8.6
クロロ酢酸		—	0.02 mg/L以下	味	異常なし	異常でないこと
クロロホルム		—	0.06 mg/L以下	臭気	異常なし	異常でないこと
ジクロロ酢酸		—	0.03 mg/L以下	色度	0.5未満	5度 以下
ジブロモクロロメタン		—	0.1 mg/L以下	濁度	0.1未満	2度 以下
臭素酸		—	0.01 mg/L以下	—	—	—
判定	◎ 検査した項目は水道法の水質基準に適合します。					
備考	基準値は平成15年厚生労働省令第101号、検査方法は平成15年厚生労働省告示第261号による。検査成績欄の濃度単位は基準値の単位と同じ。					